

木造戸建住宅の耐震診断を実施された皆様へ さいたま市耐震補強等助成事業のご案内

耐震診断の結果、**耐震性に不安が**

あった場合には下記の3種類の
助成制度から選択できます。

なお、**重複しての利用はできません。**

※各助成制度を利用するには**着手前（契約前）**に申請し、
内容の審査を受ける必要があります。**申請年度の1月31日までに**
完了して『実績の報告』を提出していただきます。

※各年度の予算の範囲内で行いますので、お問い合わせください。



■ 耐震補強助成制度

耐震性の基準を満たす補強設計を行い、それに基づく補強工事に助成します。

【助成金額】補強設計の費用の3分の2（上限20万円）

補強工事の費用の2分の1 又は 建物の延床面積 1㎡につき
34,100円の2分の1のどちらか低い額（120万円から補強設計
の助成金額を減じた額が限度額となります。）

【減税制度】固定資産税（家屋）・所得税の減税

※詳しくは、各税務署及び各市税事務所の資産課税課へお問い合わせください。

■ 建替え工事助成制度

耐震診断の結果が、倒壊する危険性が高い（木造の場合、上部構造評点0.7未満）
と診断された住宅に対して、既存建築物を除却して建替える場合に助成します。

【助成金額】工事費用の23% 又は 除却する建物の延床面積1㎡につき
34,100円の23%のどちらか低い額（上限60万円）

■ 耐震シェルター等助成制度

耐震シェルター・防災ベッドなど、住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る装
置を設置する場合に助成します。

【助成金額】設置費用のうち30万円まで

※着手前（契約前）に申請を行い、助成金の交付決定を受ける必要があります。

各制度とも予算に限りがあります。また、他にも助成の要件が設定されてお
りますので、詳しくは建築総務課 企画係までお問い合わせください。

<建築総務課 企画係> 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所 10階）

電 話：048-829-1539 FAX：048-829-1982

■耐震補強設計・耐震補強工事助成金の申請窓口■

対象の住宅が、
「西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区」
にある場合の手続きは、

北部建設事務所 建築指導課

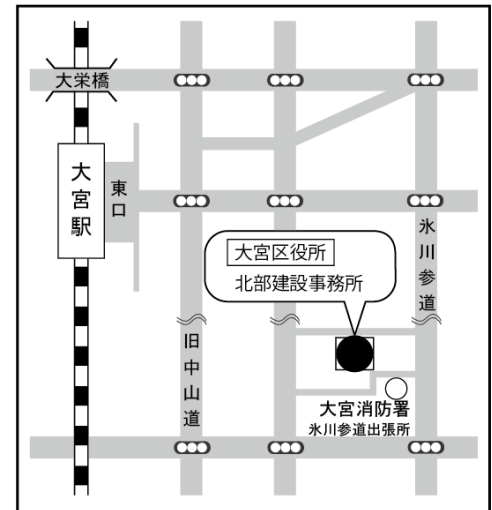
〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

大宮区役所内6階

TEL 048-646-3235

FAX 048-646-3268



対象の住宅が、
「中央区・桜区・浦和区・南区・緑区」
にある場合の手続きは、

南部建設事務所 建築指導課

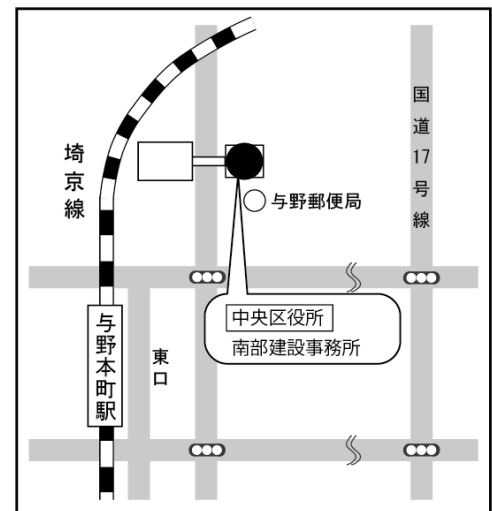
〒338-8686

さいたま市中央区下落合5-7-10

中央区役所内 別館2階

TEL 048-840-6236

FAX 048-840-6267



■建替え工事、耐震シェルター等設置工事助成金の申請窓口■

※着手前（建替えの場合は解体工事を行う前）に申請してください。

さいたま市役所 建築総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4（さいたま市役所10階）

TEL 048-829-1539

FAX 048-829-1982

さいたま市のホームページで申請書類をダウンロードすることができます。
詳しくは下記のWebサイトをご覧ください。

【耐震補強等助成事業（戸建住宅の診断・補強・建替え）】

<https://www.city.saitama.jp/001/007/002/p002601.html>